

第一種電気工事士免状交付申請手続案内（認定申請）

1 申請対象者（以下の2項目を満たす方）

① 電気主任技術者免状所持又は高圧電気工事技術者試験合格者

※第一種電気工事士試験合格者は「手続案内（試験合格者）」を御覧ください。

② 申請に必要な実務経験があり、所定の実務経験証明書により証明できること。

2 申請方法及びお問い合わせ先

(1) 郵送 ※簡易書留にてお送りください。

〒460-8501（愛知県庁固有番号のため、住所記載不要。）

愛知県 消防保安課 産業保安室 電気・火薬グループ

(2) 窓口へ持参 ※本庁舎3階平面図は下図のとおり

愛知県庁 本庁舎3階 産業保安室 電気・火薬グループ

住所：名古屋市中区三の丸3-1-2



(3) 電子申請

以下のURLから申請してください。

URL：<https://ttzk.graffer.jp/pref-aichi/smart-apply/apply-procedure-alias/menjou-1syukoufu>

ただし、以下の3点は必ず郵送で提出してください。

- ・ 電気主任技術者免状又は高圧電気工事技術者試験等合格証書の原本及び写し（原本はお返しします。）
- ・ 実務経験証明書
- ・ 返信用封筒1通

(4) お問い合わせ先（産業保安室 電気・火薬グループ）

電話：052-954-6199（ダイヤルイン）

3 手続の流れ

① 申請書一式をダウンロードしてください。



② 記載例を参考に実務経験証明書を作成し、**事前審査**を受けてください。事前審査は下書きや代表者印押印前でも結構です。

【事前審査の流れ】

1. メール又はFAXで「4 必要書類」の⑤、⑥、⑦を産業保安室に送信してください。証明者欄をスタンプ等で記入するために事前審査では空欄とする場合、証明者の名称及び電気工事業法の番号をメール本文又はFAX送信票に明記してください。
 - ・ メールアドレス：sangyohoan@pref.aichi.lg.jp
※件名を「第一種電気工事士実務経験事前審査」としてください。
※メールに返信するかたちで審査結果を回答します。
 - ・ FAX番号：052-954-6909
※余白に①返信方法（FAXまたは電話）及び②返信先のFAX番号又は電話番号を記載してください。



2. 審査結果を回答します。
※審査結果の回答が3日以上ない場合、受信確認の電話(052-954-6199)を開庁時間（平日8:45～17:30）にお願いいたします。



3. 審査の結果、受付可となる場合、「事前審査受付番号」をお伝えしますので、実務経験証明書の左上に記入してください。また、代表者印を忘れずに押印願います。



③「4 申請に必要なもの」をそろえ、郵送（簡易書留）、持参又は電子申請により申請ください。郵送による場合は、事故防止のため必ず「簡易書留」により送付してください。なお、電子申請の場合、一部の書類は必ず郵送が必要です。



④不備がなければ、免状は書類到着から1～2週間後に簡易書留で郵送します。
※実務経験証明書の事前審査を受けた後、原則1か月以内に申請下さい。（長期間経過すると、法令改正等により事前審査が無効となる場合があります。）
※実務経験証明書の不備により窓口で受付できない事例が多いため、事前審査をお願いしております。御足労をおかけしないためにも、御協力願います。

4 申請に必要なもの (①、②、⑥の様式は、ダウンロードできます。)

必 要 書 類 等	注 意 事 項
①認定申請書	・住所及び氏名は住民登録のとおり記入。
②免状交付申請書	・住所及び氏名は住民登録のとおり記入。 ・昼間の連絡先を必ず記入（携帯電話番号優先）。
③手数料6,000円 支払い方法3種類 ア 愛知県収入証紙 イ 申請窓口でのキャッシュレス決済 ウ オンライン決済(電子申請の場合)	・愛知県収入証紙購入場所 ファミリーマート愛知県庁店、県内市区町村役場会計課、各警察署等 https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kaikei/0000006654.html   
④写真1枚	・「電気工事士免状交付申請に必要な写真について のお願い」(8ページ)を御参照ください。
⑤電気主任技術者免状又は 高压電気工事技術者試験等 合格証書の「写し」の提出と、 「原本」の提示。	・郵送での申請の場合は、免状交付の際に「原本」 を返送します。⑧の返信用封筒は、「原本」が入 るサイズを御用意ください。
⑥実務経験証明書	・「5 実務経験証明書について」及び記載例をよく お読みください。
⑦実務経験証明書添付書類	・実務経験証明書の「④職務の内容」が「一般用電 気工作物等」の場合は「第二種電気工事士免状の 写し」 ・実務経験証明書の「④職務の内容」が「その他(簡 易電気工事)」の場合は「認定電気工事従事者認 定証の写し」 ・電気主任技術者に選任されている場合は、保安監 督部へ届出た「選任届」の写し ・実務経験証明書の「①期間」に、認められる実務 経験を実施していない期間が含まれるため、通算 期間を減算する場合、その内容がわかるもの。

⑧返信用封筒 1 通	・ 免状受取人の住所・氏名を記入。切手不要。 ・ 長形 3 号(たて23.5cm×よこ12cm)以内の大きさの封筒。ただし、郵送申請の場合は、「⑤電気主任技術者免状又は高圧電気工事技術者試験等合格証書の原本」が入るサイズの封筒。 ・ 完成した免状は、この封筒にて簡易書留でお届けします。
⑨本人確認書類 (ア) 住民票の写し(交付後 6 ヶ月以内、マイナンバーの記載がないものの、コピー可) (イ) 有効期限内のマイナンバーカードのコピー(表面のみ) (ウ) 有効期限内の公的書類のコピー(運転免許証)等	・ 外国人住民の方は、(ア)または(イ)から選択してください。 ・ 手数料を申請窓口のキャッシュレス決済端末で納付する方・転居して一週間以内の方は、(ア)～(ウ)から選択してください。 ・ その他の方は、住民基本台帳ネットワークシステム(住基ネット)により申請者の氏名等を確認しますので、本人確認書類は不要ですが、住基ネットの利用を希望されない方は、(ア)～(ウ)から選択して提出してください。 ・ 婚姻等により、④、⑤、⑥と申請時の氏名が異なる方は戸籍抄本(個人事項証明)などのお名前のつながりがわかるものが必要です。(④、⑤と申請時の住所が異なっても証明書類は不要です。)
⑩申請者一覧(会社等が2名分以上をまとめて申請する場合のみ。様式任意)	・ 申請者全員の氏名と、とりまとめ担当者の連絡先を明記してください。

5 実務経験証明書について(重要ですので、よくお読みください。)

認定申請できる方は次の実務経験がある方です。

- 1 電気主任技術者免状の交付を受けた後、5年以上電気工作物の工事、維持又は運用に関する実務(注1)
- 2 高圧電気工事技術者試験に合格後、3年以上の電気に関する工事の実務(注2)

実務経験は、工事施工(維持・運用)時の雇用主(注3)による実務経験証明書により審査します。

以下の実務経験に関する説明をよく読み、記載例を参考にした上で、実務経験証明書(様式)に記入してください。

また、添付書類が必要な場合は、添付してください。

○認められる実務経験の例(主なもの)

- ・ 第二種電気工事士免状取得以降の一般用電気工作物等(一般家庭、個人商店等)の電気工事(記載例①)(第一種電気工事士試験合格者用)
- ・ 自家用電気工作物(おもに高圧以上で受電するビル、工場等(最大電力500k_W以上の需要設備)、発電所、変電所)の電気工事(記載例②)
- ・ 認定電気工事従事者認定証取得以降の自家用電気工作物(最大電力500k_W未満の需要設備)の簡易電気工事(記載例③)
- ・ 電気事業の用に供する電気工作物の電気工事(記載例④)
- ・ 自家用電気工作物の維持又は運用(記載例④・電気主任技術者免状所持者のみ)

(注1) (1) 「電気主任技術者」には、旧電気事業主任技術者資格検定規則に定める電気事業主任技術者を含む。

- (2) 「電気工作物の工事、維持又は運用」とは、
- ア 電気工作物の工事、維持又は運用に関する保安の監督
 - イ 自ら行う電気工作物の工事、維持又は運用

(注2) (1) 「高圧電気工事技術者試験」には、次のものも含む。

- ・ 昭和34～36年(社)日本電気協会「電気工事技術者試験」で検定区分が「高圧」のもの
- ・ 昭和37～59年(社)日本電気協会「高電圧電気工事技術者試験」
- ・ 昭和60～63年(財)電気工事技術者試験センター「高電圧電気工事技術者試験」

(2) 実務経験として認められる電気に関する工事とは、

- ア 電気工作物に該当する電気設備を設置し、又は変更する工事。
(自ら施工する当該工事に伴う設計及び検査を含み、キュー

ビクル、変圧器等の据え付けに伴う土木工事及び電気機器の製造を除く。)

イ 経済産業大臣が指定する養成施設において教員として担当する実習

なお、次に掲げる工事は、実務経験として認められません。

①軽微な工事（電気工事士法施行令第1条）

ア 電圧600V以下で使用する差込み接続器、ねじ込み接続器、ソケット、ローゼットその他の接続器又は電圧600V以下で使用するナイフスイッチ、カットアウトスイッチ、スナップスイッチその他の開閉器にコード又はキャブタイヤケーブルを接続する工事

イ 電圧600V以下で使用する電気機器（配線器具を除く。以下同じ。）又は電圧600V以下で使用する蓄電池の端子に電線（コード、キャブタイヤケーブル及びケーブルを含む。以下同じ。）をねじ止めする工事

ウ 電圧600V以下で使用する電気機器（配線器具を除く。以下同じ。）又は電圧600V以下で使用する蓄電池の端子に電線（コード、キャブタイヤケーブル及びケーブルを含む。以下同じ。）をねじ止めする工事

エ 電圧600V以下で使用する電力量計若しくは電流制限器又はヒューズを取り付け、又は取り外す工事

オ 電鈴、インターホン、火災感知器、豆電球その他これらに類する施設に使用する小型変圧器（二次電圧が36Vのものに限る。）の二次側の配線工事

カ 電線を支持する柱、腕木その他これらに類する工作物を設置し、又は変更する工事

キ 地中電線用の暗渠又は管を設置し、又は変更する工事

② 特殊電気工事（電気工事士法施行規則第2条の2）

ア ネオン用として設置される分電盤、主開閉器（電源側の電線との接続部分を除く）、タイムスイッチ、点滅器、ネオン変圧器、ネオン管及びこれらの付属設備に係る電気工事（ネオン工事）

イ 非常用予備発電装置として設置される原動機、発電機、配電盤（他の需要設備との電線接続部分を除く）及びこれらの付属設備に係る電気工事（非常用予備発電装置工事）

③ 電圧5万V以上で使用する架空電線路に係る工事及び保安通信工事

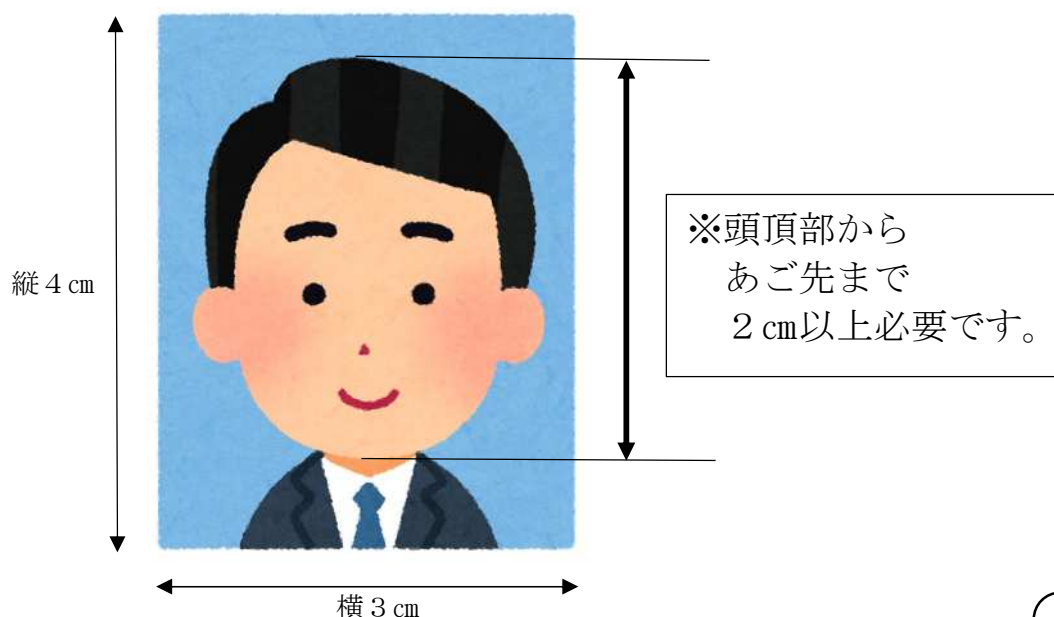
(注3) 工事施工（維持・運用）時の雇用主による実務経験証明書

1 証明者は、原則として、雇用主（代表者）です。なお、支店長、工場長等に証明行為が委任され、委任状が提出されている場合は、その者の証明でも可です（委任状様式は、「実務経験証明書の証明者について」を参照してください。）。

(電気主任技術者免状所持者又は高圧電気工事技術者試験合格者用)

- 2 2社以上にまたがって経験年数を満たす場合は、それぞれの証明者の証明が必要です(1社につき実務経験証明書1枚)。
- 3 証明者印は、屋号印(角印)ではなく、個人の場合は丸印(認印で可)、法人の場合は登記印(実印)を押印してください。

電気工事士免状交付申請に必要な写真についてのお願い



【注意点】

- ・必要枚数 1 枚
- ・上図の大きさを厳守すること
- ・6 か月以内に撮影したもの
- ・枠なし、正面、無帽、無背景、服装は自由
- ・写真印刷向けの専用用紙に印刷すること
- ・免状用写真として不適切ではないこと（不適切な写真の例は以下を参照）

【不適切な写真の例】

- ・写真の大きさが縦 4 cm×横 3 cm以外のもの
- ・顔の輪郭の一部が隠れているもの（頭、あごが見切れているもの）
- ・照明が眼鏡に反射しているもの（サングラス着用不可）
- ・前髪・前髪の影・眼鏡のフレーム等が目にかかっているもの
- ・顔が影で暗すぎるもの
- ・目や顔の大きさ等を加工したもの
- ・写真印刷向けの専用用紙以外のもの
- ・写真が不鮮明なもの

※その他、不適切な写真は受付できません。

※不適切な写真の場合、再提出をお願いすることになります。再提出になると免状の交付が遅れますので御注意ください。

※特に、写真店や照明写真機以外で撮影される場合は、写真が暗すぎたり、背景に壁の柄が写りこんでいたりなど、不適切な写真が多いので御注意ください。

実務経験証明書の証明者について

実務経験証明書の証明者については、通商産業省（当時）発の下記の通達（抜粋）によります。なお、下記によりがたい場合は、御相談願います。

【電気工事士法の規定により第一種電気工事士免状等の交付を受けるために必要な実務の経験について】

（平成7年12月1日 7資公部第409号 資源エネルギー庁公益事業部長通知）

第一種電気工事士免状の交付の申請の際に提出される所用の実務の経験を有することを証明する書類（実務経験証明書）としては、次に掲げるものを有効とする。

- （1）申請者が電気工事業者等に現に雇用されている場合又は過去に雇用されていた場合において、当該申請者の雇用主又は雇用主であった者が証明する書類。
- （2）申請者が電気事業法施行規則第52条第2項に規定する別に告示する要件に該当する者であって、同項に規定する委託契約の相手方として現に認められている者又は過去において認められていた者である場合において、次に掲げる者のうちいずれかが証明する書類。
 - ① 当該委託契約に係る発電所又は需要設備を設置している者又は設置していた者。
 - ② 当該申請者が会員として加入している公益法人の代表者。
- （3）次に掲げる者のうちいずれかが証明する書類
 - ① （財）電気工事技術講習センターその他電気に関する工事又は保安に係る事業を行う公益法人の代表者。
 - ② 各都道府県電気工事工業組合その他これに類する法人格を有する団体の代表者。
 - ③ 2以上の電気工事業者等
- （4）前記（1）から（3）までに掲げるもののほか、申請者が所要の実務経験を有する者であることを確実に証明する書類。（次項「質疑応答」A2参照）

【電気工事二法に関する質疑応答】

(63資公技第1号 昭和63年12月19日)

Q 1	実務経験証明書の証明者は、代表者でなければダメなのか？
A 1	実務経験の証明者は、雇用主すなわち代表者であるとしているが、営業所長又は支店長等の実務経験の証明行為が委任され、 <u>委任状（※）</u> の提出があれば、その者でも差し支えない。
Q 2	一人親方の場合又は勤務していた会社が倒産した場合、実務経験の証明は誰が行えばよいのか？
A 2	次のいずれかの書類で証明する。 1 2以上の電気工事業者等が証明する書類 2 電気工事工業組合等に参加している場合は、組合等が証明する書類 3 その他、申請者が実務経験を有することを確実に証明する書類 例：登録簿の謄本（主任電気工事士であった者は、これで3年間の実務経験の証明になる） 電気工事業法第26条の帳簿の写し（作業欄に氏名が記載されている帳簿に限る）
Q 3	法人が当該法人の代表者の実務経験を証明する場合、その証明は認められるか？
A 3	認められる。

※ 愛知県では、委任状の様式を次ページのとおり定めております。

委任状を御提出いただくと、提出日以降は他の方の実務経験証明書も受任者が証明することができます。

なお、受任者の「職・氏名」が記入されている場合はその方個人に、「職」のみ記入されている場合は、その職責のある方に委任されているとします。

例1) 「名古屋支店長 名古屋次郎」に委任

→名古屋次郎様が在任中当該委任状は有効です。

例2) 「名古屋支店長」に委任

→提出日現在の名古屋支店長様が異動されても委任状は有効です。

委 任 状

年 月 日

愛 知 県 知 事 殿

委任者
所在地

企業名

職・氏名

私は、_____を代理人と定め、

下記の事項を委任します。

記

電気工事士法(昭和35年法律第139号)第4条第3項の規定により、第一種電気工事士免状の交付を受けるために必要な実務経験を有することを証明すること。

記入例

委任状

令和5年6月1日

愛知県知事殿

委任者

所在地 **東京都〇〇区××町△-△-△
□□ビル**

企業名 **愛知電気株式会社**

職・氏名 **代表取締役社長 愛知太郎**

私は、**名古屋支店長** **名古屋次郎**を代理人と定め、

下記の事項を委任します。

記

氏名入りは、名古屋次郎に対する
委任、氏名空欄は名古屋支店長に
対する委任とみなす。

電気工事士法(昭和35年法律第139号)第4条第3項の規定により、第一種電気
工事士免状の交付を受けるために必要な実務経験を有することを証明すること。

実務経験証明書の証明者の印は、代理人の役職の印(「〇〇支店長印」等)ですが、
代理人の役職の印を作成していない場合は、余白部分に
「代理人の役職の印は作成していないため、代理人の私印にて証明します。」と
御記入ください。

①経験が一般用電気工作物等の例

実務経

事前審査を受けたときに
伝えられた番号を記入。

事前審査受付番号 () (枚中 枚)

ふりがな	あいち いちろう		生年 月日	昭和・平成 1 年 12 月 25 日
氏名	愛知 一郎			
現住所	〒460-8501名古屋市中区三の丸三丁目1番2号 (TEL. 090-1234-5678)			
現在の勤務 先の名称及 び所在地	名称	愛知電気工事株式会社 (TEL. 052-954-6199)		
	所在地	〒444-1234岡崎市明大寺本町1-4		

実務経験の期間及び内容

①期 間	④職務の内容
平成29年4月1日～ 令和7年1月5日	※ 始まりの日付は、第二種免状交付日以降、かつ電気工事業の初回登録日（又は開始届出日）以降。 終わりの日付は、証明日以前。 1 第二種電気工事士免状取得後、一般用電気工作物等の配線工事等 ・ 第二種電気工事士免状の交付番号・年月日 愛知県第〇〇〇号 昭和・平成・令和 25年9月30日交付 2 自家用電気工作物の配線工事等（最大500kw以上のもの） 3 その他 ・ 愛知県以外の免状は写しを添付。に記入してください。
7年 9 ヶ月	
②所 部署及び役職	
5年（高压電気工事技術者試験合格者は3年）以上必要。 複数の勤務先の経験を合算する場合は、勤務先ごとに証明書が必要。	
イ アの施工場所の ・ 受電電圧 _____ V ・ 契約電力 _____ kw	工事実施件数約 _____ 件

上記のとおり、実務経験を有すること
令和7年 1月10日

愛知県知事以外の場合は登録証又は
開始届受理証の写しを添付。

電気工事業法の登録又は届出番号（実務経験が1一般用電気工作物等の方は必須）
（愛知 県知事・大臣・局長・保安監督部長 登録・届出第 100999 号）

注：「般一〇」はありません。

証明者

住 所：岡崎市明大寺本町1-4

法人名（又は屋号）：愛知電気工事株式会社

代表者職氏名（又は氏名）：代表取締役 愛知 太郎 印

証明者は原則として代表者。
支社長、工場長等に委任されている
場合は委任状が必要。

法人の場合は登記印（丸印）。
社印（角印）は不可。
個人の場合は認印可。

※代表者以外の証明の場合の委任状提出確認印（ ）

※は記入しないこと。

②経験が自家用電気工作物の例

実務経

事前審査を受けたときに
伝えられた番号を記入。

事前審査受付番号 (—) 枚中 枚)

ふりがな	あいち いちろう		生年 月日	昭和・平成 1 年 12 月 25 日
氏名	愛知 一郎			
現住所	〒460-8501名古屋市中区三の丸三丁目1番2号 (TEL. 090-1234-5678)			
現在の勤務 先の名称及 び所在地	名称	愛知電気工事株式会社 (TEL. 052-954-6199)		
	所在地	〒444-1234 岡崎市明大寺本町 1-4		

実務経験の期間及び内容

①期 間	④職務の内容
平成29年4月 1 日～ 令和7年1月 5 日	終わりの日付は、証明日以前。 第4条第3項第1号に定める電 した。(主な内容は下記のとおりです。)
7 年 9 ケ月	※ 該当する年月日の記載をお願いします。
②所属部署及び役職	1 第 5 年 (高圧電気工事技術者試験合格者は3年) 以上必要。 複数の勤務先の経験を合算する場合は、勤務先ごとに証明書が必要。
工務課 電気工事担当主任	県第 号 昭和・平成・令和 年 月 日交付
③電気工事会社等に勤務の場合、主な場所を1つ記入。	2 自家用電気工作物の配線工事等 (最大500kw以上のもの)
ア 工事施 所名	3 その他
愛知自動車部品 (株) 岡崎工場	経験が2,3の場合はこの例を参考に必ず記入。
イ アの施工場所の ・ 受電電圧 33000 V ・ 契約電力 7500 kw	左の期間、電気主任技術者の指導監督のもと、自社岡崎工場の電気工作物の工作業業、次のような業務に従事した。 負荷設備について、屋内配線工事・コンセントの取付工事等
	工事実施件数約 150 件

- ・500kw未満の場合は「③経験が簡易電気工事の例」を参照。
- ・発電所の場合は「契約電力」欄は出力を記載すること。

令和7年 1 月 10 日

電気工事業法の登録又は届出番号 (実務経験が1一般用電気工作物等の方は必須)

(県知事・大臣・局長・保安監督部長 登録・届出第 号)

注:「般一〇〇」証明者は原則として代表者。はあります。

証明者

住 所: 岡崎市明大寺本町 1-4

法 人 名 (又は屋号): 愛知電気工事株式会社

代表者職氏名 (又は氏名): 代表取締役 愛知 太郎

印

法人の場合は登記印 (丸印)。
社印 (角印) は不可。
個人の場合は認印可。

※代表者以外の証明の場合の委任状提出確認印 ()

※は記入しないこと。

③経験が簡易電気工事の例

実務経

事前審査を受けたときに
伝えられた番号を記入。

事前審査受付番号 () (枚中 枚)

ふりがな	あいち いちろう		生年	昭和・平成 1 年 12 月 25 日
氏 名	愛知 一郎		月 日	
現 住 所	〒460-8501名古屋市中区三の丸三丁目1番2号 (TEL. 090-1234-5678)			
現在の勤務 先の名称及 び所在地	名 称	愛知電気工事株式会社 (TEL. 052-954-6199)		
	所在地	〒444-1234 岡崎市明大寺本町 1-4		

実務経験の期間及び内容

①期 間	始まりの日付は、認定電気工事従事者認定証交付日以降。 終わりの日付は、証明日以前。 平成29年4月 1 日～ 令和7年1月 5 日 7 年 9 ケ月	※ 該当する番号を○でかこみください。 5 年（高圧電気工事技術者試験合格者は3 年）以上必要。 複数の勤務先の経験を合算する場合は、勤務先ごとに証明書が必要。 1 第 一 2 自家用電気工作物の配線工事等（最大500kw以上のもの） 3 その他 2 又は3 は、職務の内容を具体的に記入してください。 左の期間、電気主任技術者の指導監督のもと、自社岡崎工場の電気工作物の工事作業の、次のような業務に従事した。 負荷設備について、屋内配線工事・コンセントの取付工事等 工事実施件数約 150 件
②所属部署及び役職	工務課 電気工事担当主任 電気工事会社等に勤務の場合は、主な場所を1つ記入。 ア 工事場所名 愛知自動車部品（株） 岡崎工場 イ アの施工場所の - 受電電圧 33000 V - 契約電力 400 kw	

認定電気工事従事者認定証の写しを添付する。また、自社でない場合は電気工事業法の登録等の番号が必要。

令和7年 1 月 10 日

電気工事業法の登録又は届出番号（実務経験が1一般用電気工作物等の方は必須）
（ 県知事・大臣・局長・保安監督部長 登録・届出第 号）

注：「一般」 ではありません。

証明者

住 所：岡崎市明大寺本町 1-4

法 人 名（又は屋号）：愛知電気工事株式会社

代表者職氏名（又は氏名）：代表取締役 愛知 太郎

印

法人の場合は登記印（丸印）。
社印（角印）は不可。
個人の場合は認印可。

※代表者以外の証明の場合の委任状提出確認印（ ）

④経験が自家用電気工作物の例
(電気主任技術者資格による認定)

実務

事前審査を受けたときに
伝えられた番号を記入。

事前審査受付番号 () 枚中 枚)

ふりがな	あいち いちろう		生年	昭和(平成)1年12月25日
氏名	愛知 一郎		月日	
現住所	〒460-8501名古屋市中区三の丸三丁目1番2号 (TEL. 090-1234-5678)			
現在の勤務先の名称及び所在地	名称	愛知電気工事株式会社 (TEL. 052-954-6199)		
	所在地	〒444-1234 岡崎市明大寺本町1-4		

実務経験の期間及び内容

①期間	④職務の内容
平成29年4月1日～ 令和7年1月5日	・ 始まりの日付は電気主任技術者免状交付日以降。 ・ 終わりの日付は、証明日以前。
7年 9ヶ月	・ 5年(高圧電気工事技術者試験合格者は3年)以上必要。複数の勤務先の経験を合算する場合は、勤務先ごとに証明書が必要。
②所属部署及び役職	1 第一種電気工事士等 ・ 第二種電気工事士免状の交付番号・年月日 県第 号 昭和・平成・令和 年 月 日交付 2 自家用電気工作物の配線工事等(最大500kw以上のもの) 3 その他
③主な工事場所の設備概要	ア 工事施工場所名 愛知自動車部品(株) 岡崎工場 イ アの施工場所の ・ 受電電圧 33000 V ・ 契約電力 7500 kw

工事実施件数約

(例) 受変電設備の電力ヒューズ取替工事、トランス、高圧ケーブル改修工事、負荷設備の屋内配線工事、低圧電動機、スイッチボックス、コンセント、照明器具の取付・取替工事等。
(注) 電気主任技術者資格による認定は、維持、運用も経験になります。

上記のとおり、実務経験を証明する。

電気主任技術者に選任されている場合

- ・ 保安監督部へ届出た「選任届」の写しを添付すること。
- ・ 職務内容記入例

「〇〇年〇月〇日から現在まで自社岡崎工場の電気主任技術者に選任され、受変電設備の増設工事に際し工事計画の立案、電気工事者への施工監督を行った。また、電気工作物の定期的な点検・検査、職員への保安教育を行った。」

「〇〇年〇月〇日から電気主任技術者の指導監督のもと、また、〇〇年〇月〇日から電気主任技術者に選任され、自社岡崎工場の電気工作物の定期的な点検・検査を行った。」

「〇〇年〇月〇日から〇〇年〇月〇日まで自社岡崎工場の電気主任技術者に選任され、また、〇〇年〇月〇日からは電気主任技術者の指導監督のもと、受変電設備の増設工事に際し工事計画の立案、電気工事者への施工監督を行った。また、電気工作物の定期的な点検・検査、職員への保安教育を行った。」

(実務経験が1一般用電気工作物等の方は必須)

安監

号)

証明者は原則として代表者。

〇」 支社長、工場長等に委任されている方ではありません。場合は委任状が必要。

4

事株式会社

締役 愛知 太郎

印

法人の場合は登記印(丸印)。
社印(角印)は不可。
個人の場合は認印可。

者以外の証明の場合の委任状提出確認印 ()

実務経験証明書（所属公益法人の証明）記入例

事前審査受付番号（ — ）		事前審査を受けたときに 伝えられた番号を記入。		（ 枚中 枚）	
ふりがな	でんき たろう	生年 月日	昭和・平成 1年12月25日		
氏名	電気 太郎				
現住所	〒460-0000 名古屋市中区三の丸○番○号		電話（携帯可） （○○○）○○○○-○○○○		
現在の勤務 先の名称及 び所在地	名称 （一財）○○電気保安協会		電話（×××）×××-××××		
	〒460-0000 所在地 名古屋市中区三の丸○番△号				
実務経験の期間及び内容					
委託契約に基づき保安監督業務に従事した期間			委託者の氏名又は名称		
平成28年 4月 1日 ～ 令和7年1月9日 年 月 日 ～ 年 月 日 年 月 日 ～ 年 月 日			○○株式会社		
通算期間 8年 9月					
※ 申請に必要な実務経験の年数 3年・5年 上記の者は、電気事業法施行規則（平成7年通商産業省令第77号）第52条第2項に規定する委託契約に基づき、上記のとおり実務経験を有することを証明します。 令和57年 1月10日 証明者 住 所 名古屋市中区 丸○番△号 法人名（又は屋号） （一財）○○電気保安協会 代表者職氏名（又は氏名） 理事長 愛知 太郎 ※代表者以外の証明の場合の委任状提出確認印（ ）					

※は記入しないこと。

事前審査受付番号(—) ※ (枚中 枚)

※は記入しないこと。

実務経験証明書に関するよくある質問

証明日時点でどこにも勤めていない場合、「現在の勤務先の名称及び所在地」は空欄で良いでしょうか。

「無し」と記入してください。空欄だと記入漏れと区別がつかないためです。

(記載例)

現在の勤務先の名称及び所在地	名 称	無し (TEL.)
	所在地	〒

転職しており、以前の勤務先での実務経験を記載したいのですが、「現在の勤務先の名称及び所在地」欄は、以前の勤務先と現在の勤務先のどちらを記載するのでしょうか。

証明日時点の内容を記載してください。

現在、出向しているのですが、「現在の勤務先の名称及び所在地」欄は、出向元と出向先のどちらを記載するのでしょうか。また、証明者は出向先と出向元のどちらでしょうか。

「現在の勤務先の名称及び所在地」欄には出向先を記載してください。なお、出向先の従業員として電気工事を行っているため、証明者は出向先です。

「①期間」の始まりの日は、入社した日でしょうか。

入社後、「④職務の内容」で選択した実務を開始した日です。

選択肢「1」(第二種電気工事士免状取得後、一般用電気工作物等の配線工事)の場合は、電気工事を行える期間は、第二種電気工事士免状の交付日以降、かつ、電気工事業の初回登録(届出)日以降なので、御注意ください。

選択肢「3」(認定電気工事従事者認定証所持者の簡易電気工事)の場合は、電気工事を行える期間は、認定電気工事従事者認定証の交付日以降、かつ、電気工事業の初回登録(届出)日以降(ただし、簡易電気工事を行えるのは、電気工事の種類に「自家用電気工作物」を含んでいる期間のみ。)なので、御注意ください。

①期 間	
平成26年4月1日	→
令和5年1月9日	
8年	9ヶ月

この部分です。

電気工事の実務を行った時期と行わなかった時期があります。行った時期を通算すると3年以上になるのですが、「①期間」はどのように記載したらいいでしょうか。

「①期間」の始まりの日から終りの日までの間に、電気工事の実務を行っていない期間がある場合は、その期間は実務経験の対象になりません。除算する期間がわかる資料を添付の上、通算期間（太枠部分）はその期間を除算して記載してください。除算する期間がわかる資料は、既存の資料で構いません。以下の資料の例を参考にしてください。

(例 1)

	期間
〇〇工事(2020.3.1~2020.8.31)	0 年 6 月 0 日
△△工事(2020.9.30~2023.3.31)	2 年 6 月 2 日
□□工事(2023.5.25~2023.11.5)	0 年 5 月 12 日
計	3 年 5 月 14 日
通算期間	3年5カ月

(例 2)

[illegible]

申請方法は、「1 第一種電気工事士試験に合格した方（試験合格）」と「2 電気主任技術者又は高圧電気工事技術者試験に合格した方（認定）」の2種類ありますが、自分は試験に合格し、電気主任技術者免状も持っています。どちらを選べばいいでしょうか。

申請方法により、実務経験の対象と年数が異なります。御自身の経験の内容を確認の上、条件を満たしている方を選択してください。両方の条件を満たしている場合は、どちらを選んでいただいても構いません。実務経験の対象についての詳しい内容は、各「手続き案内」を御確認ください。

(実務経験の対象と年数)

試験合格の場合

- ・ 3 年以上の電気に関する工事の実務

認定申請の場合

- ・電気主任技術者免状の交付を受けた後、5年以上の電気工作物の工事、維持又は運用に関する実務
- ・高圧電気工事技術者試験に合格後、3年以上の電気に関する工事の実務

証明者欄に記入する「電気工事業法の登録又は届出番号」の確認方法を教えてください。

「登録電気工事業者登録証」等の書類により確認します。書類は4種類あり、電気工事業者が行う電気工事の種類等により異なります。

建設業許可の番号とは別の番号ですので御注意ください。

(登録電気工事業者登録証の例)

登録電気工事業者登録証

住所 〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地

氏名又は名称 〇〇電気工事株式会社

上記の者について、次のとおり電気工事業務の適正化に関する法律第3条第3項の登録をしたことを証明します。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

愛知県知事 大 村 秀 敏

1 登録年月日 令和〇〇年〇〇月〇〇日

登録番号 愛知県知事登録第 〇〇〇〇〇〇 号

3 電気工事の種類 一般用電気工作物等及び自家用電気工作物

登録の有効期間 〇〇年〇〇月〇〇日

区分	書類の名称
登録電気工事業者	登録電気工事業者登録証
みなし登録電気工事業者	建設業者として行う電気工事業務の届出受理証
通知電気工事業者	通知電気工事業者通知受理証
みなし通知電気工事業者	建設業者として行う電気工事業務の通知受理証

証明者が倒産しているため、手続き案内 10 ページの「2以上の電気工事業者等が証明する書類」で実務経験を証明したいです。どのように書けばよいでしょうか。

「②所属部署及び役職」欄には本来の証明者、証明者欄には代わりに証明する電気工事業者の内容を記載してください。証明者ごとに作成するため、証明する内容が同じで証明者が異なる2件の書類を提出することになります。

なお、「④職務の内容」の選択肢が「1 一般用電気工作物等」または「3 その他(簡易電気工事)」の場合は、以下の3点に御注意ください。

- ・「②所属部署及び役職」欄に本来の証明者の電気工事業務法の登録・届出番号も記載し、証明者欄の「電気工事業務法の登録又は届出番号」欄に代わりに証明する電気工事業者の電気工事業務法の登録・届出番号を記載してください。
- ・「本来の証明者」と「代わりに証明する電気工事業者2者」の3者全てが、「①期間」に記載した全期間について、電気工事業務の登録(届出)が必要です。
- ・簡易電気工事を行えるのは、電気工事業務法の登録・届出がある期間の内、電気工事の種類に「自家用電気工作物」を含んでいる期間のみです。

(記載例)

②所属部署及び役職	本来の証明者の名称
〇〇電気工事株式会社 愛知県知事登録第 000000 号	本来の証明者の電気工事業務法の登録・届出